

第73回葛飾区都市計画審議会会議録

- 1 日 時 令和7年7月7日（月） 午後3時00分から
 2 会 場 立石地区センター 2階 多目的室
 3 出席者 (◎会長、○会長職務代理)

		出欠	氏 名	職 名
都 市 計 画 審 議 者	学 識 経 験 者	出	◎中 林 一 樹	東京都立大学・首都大学東京 名誉教授 工学博士 明治大学 研究・知財戦略機構 研究推進員
		出	郷 田 桃 代	東京理科大学 工学部 建築学科 教授
		出	中 西 正 彦	横浜市立大学 大学院 都市社会文化研究科 国際教養学部 都市学系 教授
		欠	○佐 野 克 彦	元 東 京 都 建 設 局 長
		出	中 村 靖 雄	一般社団法人東京都建築士事務所協会葛飾支部長
		出	小 倉 秀 夫	葛 飾 弁 護 士 俱 樂 部
		出	梅 津 茂	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部長
		出	工 藤 きくじ	葛 飾 区 議 会 議 員
議 会 委 員	区 議 会 議 員	出	小 山 たつや	"
		出	米 山 真 吾	"
		出	中 村 しんご	"
		出	松 田 茂 樹	警 視 庁 葛 飾 警 察 署 長
機 関 関 係 職 行 員 政		出	石 川 洋 介	東 京 消 防 庁 本 田 消 防 署 長

事務局出席者 長南政策経営部長 忠都市施設担当部長 和田街づくり担当部長
 今関政策企画課長 生井沢調整課長 川崎都市計画課長 秋元建築課長 船曳道路建設課長

4 議 題

・付議事項

報告事項第122号 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第261号線の都市計画の変更について

会長： 定刻となりましたので、開会したいと思います。事務局より連絡事項がありましたらお願いいいたします。

事務局： 初めに、お手元の葛飾区都市計画審議会委員名簿をご確認ください。関係行政機関選出の本田消防署長様が人事異動に伴いまして変更となってございます。石川洋介委員でございます。

委員： 石川です。よろしくお願ひします。

事務局： 本日の審議会ですが、○○委員よりご欠席のご連絡を頂いてございます。また、本日の出席委員は12名で、定数13名の半数を超えてございますので、議事定数に達してございます。

なお、本日、傍聴希望者はおりません。

以上でございます。

会長： ありがとうございます。石川委員、よろしくお願いいいたします。

本審議会は、運営規則第9条により公開するとなっております。本日、傍聴希望者はおられませんけれども、議事録の扱いについては、公開の審議会ということでの扱いにさせていただきます。

それでは、副区長からご挨拶を頂きたいと思います。

副区長： 副区長の植竹でございます。お忙しい中、都市計画審議会を開催いただきまして、ありがとうございます。皆様には、日頃から本区の都市計画行政にご尽力いただき、改めてお礼申し上げます。

今年の6月1日から私が前任者の担当事項を引き継いでおります。皆様のご指導を頂戴しながら本区のまちづくりを推進してまいりますので、どうかよろしくお願いいいたします。

また、関係行政機関選出の石川委員につきましては、このたび新たに委員にご就任いただきました。どうかよろしくお願いいいたします。

それでは、初めに、本区のまちづくりの状況について報告させていただきます。

立石駅周辺につきましては、北口地区で令和12年3月の竣工に向け解体工事を進めております。また、南口東地区では、令和6年4月に再開発組合の設立が認可され、権利変換計画を策定中でございます。南口西地区では、令和5年7月に都市計画決定・告示を行い、現在は本組合設立に向けた活動を行っているところでございます。

また、金町駅周辺につきましては、東金町一丁目西地区で再開発組合におきまして、

令和7年度の1期工事完了、12年度の2期工事完了を目指し、工事が現在進められております。

新小岩駅南口地区では、再開発組合が令和6年5月より新小岩一丁目46番街区の解体工事を進めており、今年度中には新築工事に着手する予定でございます。

次に、本日ご審議いただく内容でございますが、補助線街路第261号線の都市計画の変更について、ご報告いたします。

かねてから東京都と協議を重ねておりましたが、令和7年1月から2月にかけて東京都と合同で都市計画変更素案の説明会を開催し、都市計画変更に向けた手続を進めているところでございます。

本審議会では、素案説明会で説明した現在の計画内容や寄せられた意見等についてご報告させていただきます。どうかご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

会長： ありがとうございました。

それでは、ここで、副区長は答申を受ける立場でございますので、ご退席させていただくことをご了承ください。

(副区長退席)

会長： それでは、本日の議題につきまして、改めて事務局より朗読をお願いいたします。

事務局： それでは、お手元にお配りしております第73回葛飾区都市計画審議会次第をご覧ください。

3の「議題」でございます。付議事項は、報告事項第122号「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第261号線の都市計画変更について」でございます。

次に、4の「配布資料」でございます。1)「第73回葛飾区都市計画審議会資料」につきましては、本日机上に配付させていただいてございます。2)報告事項第122号「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第261号線の都市計画変更について」につきましては事前に配付させていただいてございます。3)「令和6年度都市計画決定案件の都市計画マスタープランにおける位置付け」につきましては事前に配付させていただいてございます。最後に、4)「葛飾区都市計画審議会委員名簿」につきましては本日机上に配付させていただいてございます。

以上でございます。

会長： 以上ということでございますが、過不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日ですけれども、ただいま事務局より朗読がありましたとおり、ご審議をお願いいたしますのは報告案件です。報告事項第122号「東京都市計画道路幹

線街路補助線街路第261号線の都市計画の変更について」でございます。

それでは、早速ですが、報告事項第122号につきまして、船曳道路建設課長より説明をお願いいたします。

道路建設課長：道路建設課長の船曳です。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、報告事項第122号「東京都市計画道路幹線街路補助線街路第261号線の都市計画の変更について」、ご説明いたします。着座にて失礼します。

最初に資料の案内でございますが、配付済み資料としまして、資料1、A4サイズの1枚ものと、資料2としましてパンフレット、さらに資料3としまして、A4サイズの3枚つづりで左肩をホッチキス留めしたものです。恐れ入りますが、ご確認をお願いいたします。

なお、今回の報告事項第122号については、葛飾区が担当する補助第261号線の都市計画変更についてであり、補助第138号線橋梁部を検討する東京都が補助第138号線の都市計画変更の手続を行っていくものであることをご理解いただけますと幸いでございます。

両路線については、東京都と合同で変更素案説明会を行うなど連携しながら進めてまいりましたが、都市計画の変更の手続についても同様に東京都と調整を行いながら進めてまいります。

区が担当いたします補助第261号線の都市計画の変更の内容につきまして、これからご説明させていただきます。

それでは、報告事項第122号の表紙をおめくりください。資料1でございますが、こちらは素案作成の趣旨と変更概要などを主に1枚にまとめた体裁としてございます。あわせて、資料2「都市計画変更素案のあらまし」と記載のパンフレットを用いてご説明させていただきます。

資料1の1としまして、「趣旨」でございます。申し訳ございませんが、資料2のパンフレットの1ページをご覧ください。

パンフレット1ページの下の位置図は、葛飾区を含む東京都北東部の主要な道路ネットワークを示したものでございます。補助第261号線は、足立区入谷七丁目を起点とし、葛飾区南水元一丁目で補助第138号線に接続する延長10.6kmの都市計画道路でございます。

1枚おめくりいただきまして、パンフレット3、4ページの「道路構造の概要（整備イメージ図）」をご覧ください。平面図に「補助第261号線」と記載のある葛飾区南水元一丁目付近には、東京における都市計画道路の整備方針“第四次事業化計画”において、主に高度な防災都市の実現の観点から優先整備路線に位置づけられており

ます。また、隣接している北側の南水元区間は既に事業化され、整備が進んでおります。

今回の都市計画変更の趣旨として、整備イメージ②をご覧ください。南水元一丁目付近の第261号線については、補助第138号線の中川に架かる橋梁が堤防道路と平面交差する構造の整備に伴い、橋梁につながる道路と沿道との間に生じる高低差を解消するため、一部区間において副道を設置する必要がございます。平面図のオレンジ色の箇所でございます。

続きまして、資料1の2としまして、「都市計画変更素案の概要について」でございます。都市計画変更素案の概要是記載のとおりですが、詳しくはパンフレットの5、6ページの「都市計画変更素案の概要」をご覧ください。現在、都市計画決定されている道路のうち、赤字で「一部幅員等の変更区間」と記載の約60mの区間について、幅員16mを16m～27mに変更するものでございます。なお、車線については全2車線で決定済みであるため、変更はございません。

続きまして、資料1の3としまして、「都市計画変更素案説明会について」でございます。都市計画変更素案の説明会を葛飾区と東京都が共同で4日間にわたって開催し、合計で222名の方にご参加いただきました。開催日や場所については、記載のとおりでございます。当日は資料2のパンフレットを基に路線の概要、地域の現況と課題、主な整備効果、道路構造の概要、都市計画変更素案の概要、今後の進め方の順で説明を行いました。

路線の概要、都市計画変更素案の概要については先ほどご説明させていただきましたので、残りの「地域の現況と課題」、「主な整備効果」、「道路構造の概要」、「今後の進め方」についてご説明いたします。

度々申し訳ございませんが、恐れ入りますが、資料2、パンフレットの2ページをご覧ください。地域の現況や課題についてご説明いたします。

右上、現状標高図をご覧ください。こちらは、当該地域における現在の標高を示した図であり、青色で示す地域は東京湾の海面より低い0m地帯を示しております。さらに、中川、江戸川といった大きな河川にも囲まれているため、水害リスクが高い地域となっております。

また、上から3枚目の写真にもありますように、当該地域では幅員が狭く、歩道がない生活道路が多く存在します。通学路も含まれることから、歩行者・自転車の通行空間の整備が必要であります。また、幅員が狭い生活道路では、震災時に家屋や電柱の倒壊による道路の閉塞も懸念されます。

次に、主な整備効果についてご説明いたします。補助第261号線及び補助第13

8号線の整備に当たり、主な整備効果として、パンフレットの下部に記載のとおり、5つの項目が挙げられます。特に補助第261号線の整備による効果といたしましては、幅員16m以上の道路が整備されることで水害時や震災時などの避難路や物資輸送路としての機能強化につながります。さらに、整備と併せて無電柱化されることにより災害時の道路閉塞の防止につながるとともに、都市景観の向上が図られます。また、歩道や自転車通行空間を整備することで、交通事故の防止や歩行者などの安全性確保にもつながります。

1枚おめくりいただきまして、パンフレットの3、4ページをご覧ください。道路構造の概要についてご説明いたします。4ページ中央部に掲載の整備イメージ②をご覧ください。先ほども少しご説明いたしましたが、中川に架かる橋梁と堤防道路が平面で交差する構造により、堤防道路交差点に向けて道路の高さが上がるため、補助第138号線は周辺の地表面より高くなることが分かります。そのため、補助第138号線に接続する補助第261号線についてもその影響を受けることから、沿道の家屋の出入りを確保するために相互通行の副道を設置いたします。

下部の横断図C-C'に示すとおり、本線の道路幅員は16mとなり、両側に自転車通行空間や歩道を整備します。また、その両側に幅員5.5mの副道を設置し、全体の幅員を27mとします。なお、交通管理者との協議の中で、歩道は車道と分離された構造としたため、短い距離で地表面と接続します。そのため、補助第261号線では、歩道と副道はほぼ同じ高さになっており、車道のみ擁壁構造となっております。

パンフレットの最後のページ、裏表紙をご覧ください。今後の進め方についてご説明いたします。

令和7年1月から2月にかけて都市計画変更素案説明会を開催いたしましたが、皆様から頂いた意見などを参考にして、今後、都市計画変更案を作成し、公告・縦覧を行います。この縦覧を行っている間に、ご意見がある方からは意見書をご提出いただきます。その後、都市計画審議会においてご審議いただき、その議決を経て都市計画変更の決定・告示となります。その後、事業概要及び測量説明会を開催し、測量を行った後、都市計画事業として事業認可を取得します。それから事業概要及び用地説明会を開催し、補償内容などの説明を行った上で、関係する皆様から用地をお譲りいただき、工事に着手してまいります。

恐れ入りますが、資料1にお戻りいただき、4としまして「都市計画変更素案説明会等で頂戴した意見（抜粋）」についてでございます。

記載のとおり、資料3、頂いたご質問の要旨とそれに対する回答をご覧ください。主な質疑は、1枚目の【今後の進め方に関する内容】のQ2の、補助第138号線の

完成までどのように事業が進むのかなどの今後のスケジュールについて、2枚目の【工事に関する内容】のQ4の、新しく道路が整備されたときの信号機や横断歩道の設置などの安全対策はどのように決まるのかなどの安全対策について、さらに、3枚目の【用地に関する内容】のQ2の、どのような補償があるのかなどの、都市計画変更線にかかる場合の補償についてなどのご質問を頂きました。

恐れ入りますが、資料1にお戻りいただき、5としまして「今後の予定」でございます。記載のとおり、本年10月の都市計画審議会において付議いたしまして、また、冒頭でもご説明いたしましたとおり、東京都が都市計画変更の手続を進めている補助第138号線と調整し、都市計画決定・告示を行う予定でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

会長： ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、ご質問あるいはご意見等を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

最初に確認なのですが、このパンフレットは足立区分も含めて立派に書いてあるのですけれども、横にずっと長いのは138号線なのですよね。

道路建設課長： そうでございます。

会長： 葛飾区側で水元のほうへ、北のほうへ上がっていく道路が、交差点から先が、図で見ると隅切りの真ん中からかもしれませんけれども、それが261号線なのですね。

道路建設課長： はい。

会長： 今日の議題が261号線の都市計画変更ということなので、138号線については、実は既にこのパンフレットに載っているような計画で決定されているのですという前提なのか、これは今回事業をやらないので、取りあえず261号だけやって、138号はこれからなのですということなのか、すみません、ちょっと現場に行って確認してくるのが、時間がなかったものですから、そこを教えてください。

道路建設課長： ご説明させていただきますと、138号線につきましては、東京都のほうで今同じように都市計画変更の手続を進めているという状況でございまして、261号線は葛飾区のほうの担当になって、お互い調整をしながら進めさせていただいているという状況でして、138号線につきましては、今詳細な時期については東京都のほうがスケジュールを管理しておりますので、都市計画の審議会等がいつ行われるかというのは今調整している状況ではございますけれども、同時に進めているという状況でございます。

会長： 都市計画の手続の決定権者が違うので、138号は東京都がやり、でも、多分地元の説明会に区の皆さんも一緒に出るのだと思うのですけれどもね。261号線は区決

定の分なので、区が責任を持って説明会をやって、都は陪席していましたという理解をしてください。今回の資料3の質問等というのは、261号線の説明会において出された質問？

道路建設課長： 261号線と138号線が、資料1の3番に記載のとおり、都市計画変更素案説明会と一緒に行いましたので、資料3の質問に関しましても、138号線と261号線、どちらも混ざった状態になっているというところでございます。

会長： そうすると、このうち261号線に関してという切り分けはなかなか難しいという話ですね。

道路建設課長： おっしゃるとおりでございます。

会長： 分かりました。その後、事業化して工事に入るときには一斉に全部やっちゃうということですね。

道路建設課長： その辺りについては、今後、東京都と調整しながら進めさせていただく予定でございます。

会長： 分かりました。というような状況での最初の説明会をやった。この後パブコメ等もやって、計画案の意見も聞いて、最終的に次回かな、次々回か、都市計画審議会に今度は諮問として上がってくると。

道路建設課長： そうですね。10月の審議会でお願いいたします。

会長： ということのようですが。

委員： 138号線も261号線も、どちらも交通の利便性や、また防災上にとってみても欠くことのできない道路だという認識を当然持っているのですけれども、しかし、計画では道路幅が16mの幅で都市計画決定して、その幅を広げるという、これは138号線についても同じなのですけれども、ただ、そもそもこの道路幅で橋梁を架け、道路を整備するという工夫についてはなされたのでしょうか。

道路建設課長： 138号線の橋梁についての検討なのですが、こちらについては東京都が検討されておりままでの、実際に具体的にどういった検討がされたというところまでの詳しい過程というところはなかなか難しい状況ではございますが、橋梁部に関しては16mのまま。ただ、138号線が取り付く部分については、先ほどからご説明させていただいているような整備イメージ図にありますように高低差が生じますので、副道を設置するような形での検討になってきていると。その影響を受けて261号線も副道を整備する形になっていると。その辺りは、当時と構造令等の基準が変わってきているところの影響を受けているものだと思っております。

委員： ですから、構造令が変わったというふうにおっしゃいますけれども、もともとの16mの道路幅でこの道路の取付けということを考えられなかつたのかどうか。という

のは、この地元の説明会でも、また、その後のお話の中でも、拡張して広げる部分が広がったことによって、今後の生活再建の問題であるだとか、様々な問題が生じているというふうに聞いていますので、ですから、もともとの幅の範囲内で取付道路を設置するということは考えられなかつたのかどうか、そういうことをお伺いしているのですが。

道路建設課長： 16mの計画幅員の中での検討につきまして、138号線につきましては、先ほども申し上げさせていただいたのですけれども、東京都のほうが検討されている状況でございまして、区のほうでは、その中で検討してきたのかというところまでは正直分かりかねる状況ではございます。

委員： 261号についても聞いていますのですけれども。

道路建設課長： 261号線につきましては、138号線が、この16mの中で歩道と車道を整備すると。また、自転車通行空間などを整備するという中では、やはり16mの幅員が必要だという中で、沿道の高低差が出てしまうと、沿道の方が出入りできるような副道を設置しないとお宅が出入りできない状況になってしまいますので、16mに収まる形での構造的には難しいかなということで、こちらの案をお示しさせていただいている状況でございます。

委員： ここにはそれほど生々しく書いてあるわけじゃないのだけれども、261号についても、現実にこの道路幅員になると家屋が引っかかって、今後の生活再建に様々な障害が生じるということを聞いていますので、そもそも共に16mの幅員ということで都市計画決定をしたわけですから、その範囲内で道路を建設し、かつ、橋を架けるという検討はされてきたのですか。

道路建設課長： 16mの中で検討するという形になりますと、今、261号線に限らず、各一般的な都市計画道路に関しまして無電柱化を併せてやったり、自転車の走行空間を整備するというような形になりますと、そもそも都市計画道路の整備が16m必要になるという状況になっておりまして、16mの都市計画道路を整備する上で、沿道の方には影響が出てしまうのですけれども、擁壁構造になった場合には、やはり副道を設置しないと、今度逆に沿道の方のお宅の出入りができなくなってしまうという状況になってしまいますので、こういった形で都市計画変更の素案をご提示したという状況でございます。

委員： そもそも16mの幅員の道路を整備しようというときに、実際副道が必要になるということになるならば、副道も含めた都市計画決定をするべきだったんじゃないですか。そういう都市計画道路決定をしないで後から変更するから、今日様々な問題が起きているのではないかと。そもそも都市計画道路の決定をする段階で分かりますよ、

副道が必要だというのは。だから、都市計画決定をする際に、やはりそこまで考える必要があったのではないかと申し上げているのですけれども、そうじゃないんですか。

会長： そもそも 261 号とか 138 号とか、この都市計画道路というのはいつ頃当初決定していたということをまず教えてください。

道路建設課長： 昭和 41 年に都市計画決定されている状況でございます。当時の社会情勢や交通需要の予測等に応じて 16m の幅員が必要であると判断されて決定されたものと推察されるという状況ではございますけれども、昭和 41 年当時は 16m という形で都市計画がなされたという状況でございます。

委員： はい、結構です。

会長： 道路構造令の改正という話がありましたけれども、道路が堤防等の高さのせいで高低差が出た場合に、今の車社会だと、人なら階段で歩道へ上がるのですけれども、車回しができないので車が回れるようにしなさいという道路構造令の改正がありましたということですね。それは何年頃あったのですかね。もし分かったら。

道路建設課長： すみません、勉強不足で。

会長： いずれにしても、今はそういうことになっていて、実は従前に道路を造っていれば、歩道だけ後からつける、副道だけつけるという話になると、また全然問題が別なのだけれども、ここはちょうど橋の部分の事業ができていなくて、下のほうはできてきていて、それをつなぐために高低差を一番最小にして副道を入れるという工夫をされた設計なのかなと思っては見ていたのですけれども、そのような理解でいいのでしょうか。

道路建設課長： 会長がおっしゃられるとおりでして、極力影響の少ない範囲で計画させていただいているります。

会長： 結局、3 ページ、4 ページの図で見ると、歩道を横断して車が出られるところというのはほとんどなくて、261 号の中川側、図でいうと左側のブロック、「261 号線」と書いてある辺りの「C」と書いてあるようなところにお住まいの方が一番袋小路になってしまって、道路にどーんとぶつかってしまうのだけれども、そこにこの副道を入れることによって車がぐるっと回ると。そして、出られるのは唯一、C の北のほうに歩道が切れているところ、ここは 1 か所だけですね。

右側の「交差点」と書いてあるほうの矢印の北マークがついているところは副道が入りますけれども、この新しい 261 号とか 138 号に出るには、1083 号の交差点から入るか、あるいは一旦 398 号へ出て、三角形を左へ行って、この交差点から右折・左折で入ってくるというようなので、ちょっとややこしい車回しになります。警察から今日お見えいただいていると思うのですけれども、これができると結構車の

コントロールをどうするかというので、またご苦労をかけると思うのですけれども。車なので、少し遠回りであっても安全に新しい道路に出られるようにするにはやっぱり副道が必要なのかなと。その部分の土地をただで出せではなくて、補償の問題等がきちんとされているはずなのですが、私がちょっと心配しているのは、残った残地ですよね。この土地というのはお持ちの方がどういうふうにお考えになっているのかとか、あるいはこの残地の部分の土地で、もし補償費で、あるいは用地替えでほかの場所に土地をもらった場合に、この残地の部分というはどういうふうに対応して、今後のまちづくりにするのか。その辺りは、これから都市計画決定後の事業に向けての用地買収の中で所有者の方とお話しをしてどうされるか、生活再建についても話し合ってご相談していく、そういう段階なのだと理解してよろしいのですか。

道路建設課長： 今、会長がおっしゃられたとおりでございまして、今まだ都市計画決定に向けて都市計画の線を決めている状況でございまして、その後、先ほど今後の流れのほうでもご説明させていただきましたけれども、測量等をしまして各土地の大きさ等が決まりましたら、所有者の方と折衝させていただきまして、各ご家庭おのののご事情があると思いますので、各ご家庭のご事情を伺いながら丁寧な対応していくというような予定でございます。

会長： というような今の状況での今日のご説明ということになるのですが、○○委員、何か今のことでのコメントありますか。

委員： 結構です。大丈夫です。

会長： 状況はご理解いただいた?

委員： はい。

会長： 都市計画審議会なので、まちづくりの理想論からいうと、道路だけ造るから変なまちになってしまうので、本当は、今回造る、持ち上がって堤防の高さで橋を渡るのですけれども、この下の市街地も区画整理すると、もうちょっと、せっかく入れる副道を有効利用して、土地利用ができるのではないかという気がして、このまま例えば小さく持った人が、土地は手放さないしとなると、要するに沿道が空き地化しちゃうんですよね。草が生えてきて。そういう街並みになっちゃうのも何だか、せっかく道路を造ったのにうら寂しいなという感じも理想としてはするので、その辺りのことは、今後地元の皆さんがそういうことにまちづくりとして関わってみよう、考えてみようと思われるとなかなか難しいことではありますけれども、個別のご相談だけではなくて、全体として結局こういう道路になった場合に、ここにお住まいとか、お仕事をされている方が、どういうふうに仕事をしやすく、暮らしやすくしていったらいいか、そういうこともぜひ話し合いをしていただけるといいかなと思ってい

ます。

すみません、都市計画審議会なので、都市計画の観点からいうと、道路だけ造るというよりも一緒にまちもつくってほしいなという思いでありますので、会長ではなく都市計画の専門家としての意見ということでお聞きいただければと思います。

道路建設課長： 貴重なご意見ありがとうございます。今後またそういった形で用地の交渉を進める中では、先ほどおっしゃられたように、各個人個人だけでなく、地域という視点も必要になってくるときもあるかなと思いますので、そういったところも念頭に置きながら事業を進めていければと考えております。

会長： あともう1点だけよろしいでしょうか。私ばかりしゃべっていて申し訳ないのですが、人が歩くほうの歩道ですよね。副道は基本的に車用で、グリーンの歩道が人間用なのだと思うのですけれども、葛飾区に関連する葛飾区側の道路で見ると、下の断面図で見るといいのかもしれません、261号のところから歩道がずっと上がって堤防の高さまで行くのですよね。ということは、ここ上がり出すと、基本的には、歩いている人は下に下りる場所が、階段でもつけてこないとないですよね。それできつと上がってしまって横断歩道で渡って、橋を渡って足立区のほうへ抜けられる話なのか。この絵にはそういう横断歩道的なものが何も描いていないのでイメージが湧かないのですが、そのような要望とかご意見とかいうのは出ませんでした？

道路建設課長： 橋は、今、会長がおっしゃられたとおりでして、こちらの図面上では、どこに信号機・横断歩道というのは明記されてはいないのですけれども、まだもちろん協議中でございますので決定している状況ではないのですけれども、歩行者・自転車の方も橋を渡っていただいて、葛飾区側、足立区側が行き来できるような計画で進めているというふうに東京都からは伺っております。

会長： そうすると、右側の「整備イメージ」というところには、横断歩道はなくて、ぐるっと回ってまた下りるみたいな。逆に、橋を渡ってきた人が、どこで葛飾区のまちのほうへ行けるのだろうと思ってしまうのだけれども。これは単にイメージ図が、あまりよく分かっていない人が描いたイメージ図なのですかね。

道路建設課長： あと、まだ横断歩道の位置、信号機の位置が特段決まってございませんので、変に勘違いしないようにということで、イメージ図の中にはそういった形が描かれていないというところもありますが、ただ、会長がおっしゃられたとおり、逆に言うと「どこに行くの？」というような形を与えてしまうイメージ図になってしまっている状況ではございます。

会長： それから、トンネルで人と自転車は抜けていいですよという、トンネル道路というのは現実に造るというイメージで描かれていると理解していいのですか。

道路建設課長： そうですね。こちらの今イメージにある道路については東京都のほうでは検討されている状況ではございますけれども、もともとあった機能を担保するという意味で検討されているというふうに伺っています。

会長： 地図のほうでいうと、②、イラストの絵の上の132の101のところに現道がある、新しい道路が斜めに下りてきて、その向こう側の261号と書いてある通りに今現道がつながっているはずですよね。この部分をトンネルで抜くようにしたいと。できたらなというか、するということですね。

道路建設課長： 前のスライドでもありますし、次のページを見ていただくと、6ページのところで現道の部分との重なりということで、今、会長がおっしゃられたとおり、抜けている道路にはなっておりませんので、そこの迂回路という形になる状況でございます。

委員： 4ページの図なのですが、C-C'のイメージ図が右下にあり、これを見ると、138号は橋のところから下りてきて、もう261号のところではかなりおちていて、歩道部と車道部が、この図を見るともはやあまり差がない感じなのですが、これは現実的にこのようなことになっているということで正しいですか。

道路建設課長： 今の検討している計画状況でいきますと、上の縦断図の※にも書かせていただいているのですけれども、歩道と地表面とは同じ高さという形で今検討、計画されている状況ではございます。なので、車道部のみ擁壁構造になる形に261号線はなるのかなという状況にはなっています。

委員： 今、歩道部と車道部が、そんなにもはや高低差がないような絵になっていると思うのですけれども、大体このような感じなのですか。

道路建設課長： 確実にこの位置がこの高さというのはなかなか難しいのですけれども、261号線の部分に来ますと、車道部におきましても大分下がってきてる状況にはございますので。ただ、擁壁構造になるぐらいの段差はある状況にはなっておりません。

委員： なるほど。何が言いたいかというと、138号のほうではなくて261号のほうですが、幅員が広がって、左右がある程度分断されるわけですよね。その分断がちょっと気になるので、これはもはやあまり高さがないとしたら、その横断可能性みたいなのはここにあると思ってよろしいのですか、それとも、かなり北側のほうまで行かないとい、これは横断できないと考えたほうがよろしいのですか。その辺が重要ではないかと思うのですけれども。

道路建設課長： 整備イメージ図、平面図で記載のとおり、今、警察と協議させていただいている中では、まだ決定しているわけではないのですけれども、そういう可能性というのはまだ残されているのかなと思うのですけれども、今でいきますと北側の部分のところまで、歩行者の方、一個手前の副道で閉じるようなところに今後横断歩道ができるの

かとか、そういったところの協議はしていく形になるのかなというふうになります。極力、おっしゃられたとおり、影響が少ないような形で検討できればなと思ってはおりますけれども。

委 員： そうですね。もしもそんなに高さの差がないのだったら、そういう検討もされるといいのではないかと思います。現実的には、そうはいっても、いろいろなところに横断歩道をつけるわけにはいかないと思うのですが、どの位置がいいのか、これだけ低くなっているのだったら、もう少し手前でも可能ではないのかなと、見ていて思いました。意見でございます。

会 長： ありがとうございます。よくよく見ていくと、イラストと横断・断面図と、まだまだこれからだなという感じですかね。

上のイラストで見ると歩道がずっと車道と同じ高さに見えててしまうのだけれども、実際にはB-B'の断面で見ると、これは中川の橋のたもとのものですよね。そこでこれだけ歩道と車道に高低差がある。1. 5mぐらい。ということは、さっきの、横断歩道を渡って橋の歩道を通ってということは、車道の高さまで上がらないといけないですよね。あるいは、車道の下を抜いてトンネルでつなぐにはちょっと高さが足らないのかなという気もするし、どっちかというとトンネルで抜いてくれたほうが、交通事故が少なくていいかなとは思うのですけれども。ただ、そうすると、今度、橋の構造が難しくなるのかもしれないし。その辺りの微妙な高低差をどううまく活用して、人は歩きやすく、車は走りやすくという工夫が、平面図で見るとこうだけれども、この設計は三次元で設計してもらわないといけないので、かなりその辺りをしっかりと検討していただければなと思います。

委 員： ○○です。ありがとうございます。手続的なところの確認なのですけれども、今回微妙なというか、結構高低差が結果としてある変更で、先ほども、当初からこういう副道が必要なことが予想できなかったのかという指摘も、多分昭和41年にやったときには、平面形状を決めるので時代的にも精いっぱい、実際に設計というか、リアルに考えてみると、かなり時代も変わったし、このような、ある意味その広げる変更は必要になったということだと思います。そういうふうに理解はしています。もちろん変えないことが望ましいのですけれども、必要な変更も必要だと思うので、どこまでが都市計画の決定事項なのかというのを確認させてください。

パンフレットの3ページ目、4ページ目の整備イメージの平面図は、かなりさらっと描いてある。けれども、必要なものを盛り込んで、こういう外見になるよということだけではなくて、歩道と副道とアクセス路なんかもイメージできるように描き込んだものになっていますが、これは都市計画の図書ではないですね。あくまでイ

イメージ図なので、今回、都市計画の決定をするのは、この緑とか薄緑とかオレンジとかベージュっぽいところの外側の外形の線を拡大するというところが都市計画の決定で必ず必要なところという理解でよろしいですよね。

道路建設課長： ○○委員のおっしゃられるとおりでございまして、パンフレットの5、6ページを見ていただけますと、こちらのほうが都市計画図書に即した形になるのかなということ、赤色で示したところが、凡例にもあるように、都市計画の変更線の新しい線になるというような形で手続を進めていく予定になっております。

委 員： こちらを最初から見ればよかったです。すみません。

その上で、念のための確認というか、今後こうだらうなということだけ。これは本当に確認だけですけれども、例えばB-B'断面のところとか②のイメージ図も含めて、かなり何だかんだいって高低差ができてきて、そうするとよくあるのは、歩行者用に階段をつけるとかとありますよね。これはイメージ図だからまだ入っていないのだけれども、実際に設計を進めるとそういうこともあり得るけれども、今回幅を広げれば、その中の詳細設計の段階でそういうことも考えられるので、まずは今回は外側のほうをしっかりと決めるという理解でよろしいでしょうか。

道路建設課長： 今回、都市計画の決定ということでございますので、都市計画の幅員を決めるということでこういった形になってございます。今後また検討する中でいろいろな可能性というものは出てくるという状況になります。

委 員： だから、今回広げれば、また都市計画の変更が必要ということにならなくて、中の詳細設計のほうで何とかしていくという形になるということですね。

道路建設課長： はい。

委 員： すみません、くどいようですが、どこまでが都市計画の対象になるかということを確認させていただきました。ありがとうございます。

会 長： ありがとうございます。

ついでにというと申し訳ないのだけれども、皆さんに説明してくださいというのは、結局、葛飾区側の中川の堤防の上の道路、多分新しい橋を架けるに当たって車が下りられる道路を造るのですが、これは東京都がやるのですか。都市計画道路の範囲外だと思うのですけれども。

道路建設課長： そちらに関しましては、今後の事業の進め方に関しては、また引き続き東京都と区のほうで調整しながら進めていくということで、現段階で誰がどうするというところまでは決まっていないという状況でございます。

会 長： ただ、葛飾区側には、この堤防上で交差点にして、多分そうすると信号を設置して、右折、左折、一方通行にするかはあれですけれども、車が堤防上へ下りていけるよう

にする。足立区のほうはそれはやらないという絵なのですよね。下に特別区道新宿草加線という道路があると、そこまで黒い線は下りているのですけれども、これが今回の事業するぞという思いでの色は全然塗られていなくて、歩道も真っすぐそのまま抜けてしまっているので。その差は何かと実は思っていて、都が葛飾との話合いで道路を入れると決めたのかなと思っていたのですが、そういうことでもない？ これは東京がパンフレットを作った？

道路建設課長： 基本的には東京都のほうが作られておりまして、実際東京都が検討されている中ではございますけれども、当日の説明会の中でもあったのですけれども、足立区側のほうの場合は、先ほどおっしゃられたように、特別区道の草加線のほうに抜けていく道路が既存ございますので、そちらの通過交通がある道路の状況になっているという状況ですので、副道の幅員等も考え方方が違うような状況になっているというふうな説明をされている状況ではございました。

会長： よろしいでしょうか。

それでは、今日は報告事項ということで、新しくこの道路を葛飾区で造るということで、車の交通としては大分これまでのボトルネックが一つ解消されるような形で、車の移動のパターンが変わってくるのかなと思います。

傾斜の中で密集市街地に道路が下りてきて 261 号ともつないでと、その辺の安全をしっかりとコントロールするような、交通についても警察とご相談しながら決めていくようなことは今後かもしれません、線形は都市計画で決めてしまうとすると、それがもし変わったほうがいいのであれば今やるしかないので、十分それはご相談してくださるといいかなと思います。

今日は報告案件ですので、以上にさせていただきます。今日頂いた意見等を含めて、今後必要なご検討をしていただき、審議事項として次回に提案されることを期待しております。

それでは、本件については以上ということにさせていただきます。

それでは、その他の事項として事務局より報告事項があるのですかね。

道路建設課長： はい。

会長： では、報告事項の 261 号については以上にさせていただきます。ありがとうございます
いました。お疲れさまでした。

では、事務局にお返しします。

事務局： そうしましたら、その他事項といたしまして、事務局から「令和 6 年度 都市計画決定案件の都市計画マスタープランにおける位置付け」についてご説明させていただきます。

お手元にA4横の1枚の資料をご覧いただければと思います。こちらのとおり、一昨年度の審議会において、〇〇委員から、審議会で計画決定した案件を上位計画である都市計画マスターplanにきちんと基づいて進められているものだというのを定期的に確認したほうがよろしいのではないかというご意見を頂戴いたしまして、それを受けまして、毎年、年度を明けた最初の審議会においてご報告させていただいているものでございます。

昨年度に関しましては、2回審議会を開催して、決定いただいた案件のご報告でございます。

ここで、大変申し訳ございません、1点だけ資料の訂正がございます。上段の第71回審議会の表組みの中に「p 83～91」と書いて、その横に「3-9 緑と水辺の整備、景観形成の方針」とございますが、これは正確には「3-5」でございました。大変申し訳ございませんでした。「3-9」を「3-5」とご訂正いただけすると助かります。

中身でございます。第71回、令和6年10月開催の中では、生産緑地地区の変更についてご審議いただきました。こちらにつきましては、お手元に都市計画マスターplanの原本をご用意してございますので、適時ご参照いただければと思います。その中の「水辺の整備、景観形成の方針」で農地の保全についてうたわれているものを受けたものでございます。

下段のほうの第72回都市計画審議会におきましては、西新小岩五丁目地区防災街区整備地区計画の決定をいただいてございます。こちらにつきましては、枠組みの中で、全体方針「3-1 防災まちづくりの方針」から「3-6 復興まちづくりの方針」まで、各方針の中でこちらのまちづくりについてうたわれてございます。

それと、一番下の地域別構想の「3-5 奥戸・新小岩地域」の中におきましても、西新小岩五丁目地区についてのまちづくりについて計画が記載されてございますので、併せてご確認いただければと思います。

以上でございます。

会長： 報告ということで、都市マスとの関連についてのお話でした。何かご質問等ありますか。よろしいですか。

今、上のほうを「3-5」に直したのですけれども、下のほうの「3-5」というのと上の「3-5」は違うものなのですか。

事務局： はい。大変分かりづらくて恐縮なのですが。

会長： これは地域別構想の中の3-5。

事務局： そうです。3章の3の中の3-1～3-5と4章の3の3-5ということで、次回

以降もう少し分かりやすい表記をさせていただければと思います。失礼いたしました。

会長： 「4-3-5」としてください。そうすると分かると思います。

事務局： かしこまりました。

委員： 一言よろしいですか。

会長： はい、どうぞ。

委員： 私のリクエストでこういうことをやっていただいているので、補足で、何でこんなことをお願いしたかということなのですが、一つには、現行の都市計画マスタープランができたときに、都市計画マスタープランの実現のために各都市計画を決めて進めているのだということを審議会の場でも適宜確認というか意識したほうがよいという基本的な考え方があって、それで、どこで都市計画決定されたものとか、案件が都市マスの実現につながっているかということを考えるきっかけになるといいなということでお願いしたのですが、ちょっと余計なお手間をおかけしたような気がしないでもありません。

そういう意味では、ある種の都市マスの実現の進捗管理みたいな発想でお願いしているということで、資料の作り方も含め、そういったことが分かる程度にまとめていただければ十分かなと思っております。いずれにせよ、こちらのリクエストに応えようとしてくださっているわけで、ありがたいと思っております。ありがとうございます。

会長： ありがとうございます。それでは、以上でよろしいですか。

それでは、本日の議案事項は以上でございますので、本日の第73回葛飾区都市計画審議会は以上で閉会といたします。貴重なお時間を割き、また、いろいろ熱心にご審議いただき、ありがとうございました。まだ暑いと思いますので、お気をつけて。

事務局： すみません、1点だけ事務局より申しそびれました。次の都市計画審議会でございます。令和7年10月17日10時から、同じく立石地区センター2階多目的室でございます。大変申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

会長： ということです。スケジューリングで、10月17日10時より同じ場所で、ここで開催という予定にしておりますということです。よろしくお願ひいたします。では、どうもありがとうございました。散会します。